

新潟市雇用促進協議会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、新潟市雇用促進協議会と称す。
第2条 本会の事務所は、新潟公共職業安定所内に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、新潟市産業界の必要とする労働力の確保とその定着を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。
第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。
(1) 新潟市産業事情の啓発宣伝
(2) 労働力確保の促進
(3) 受入体制の改善向上及び定着指導
(4) 関係機関との連絡調整
(5) その他本会の目的達成するために必要な事業

第3章 構成

- 第5条 本会は次によって構成する。
(1) 新潟市
(2) 新潟公共職業安定所
(3) 新潟商工会議所
(4) 新潟市に所在する事業団体及び本会の目的に賛同する事業所

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
会 長 1 人
副 会 長 2 人
理 事 若干名
監 事 2 人
- 第7条 会長、副会長及び監事は総会において会員の中から選出する。
2 理事は、会長にこれを委嘱する。
- 第8条 役員任期は2か年とする。ただし再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選出せられた役員任期は、前任者又は同種役員任期満了であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議を招集しその議長となる。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、会務運営について審議決定する。
4 監事は、会計を監査する。

第5章 顧問、参与及び幹事

- 第10条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。
第11条 顧問及び参与は、理事会の議を経て会長これを委嘱する。
第12条 顧問及び参与は、本会目的達成に必要な事項について会長の諮問に応ずる。
第13条 本会に幹事を置く。
2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

第6章 会 議

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第15条 総会は、本会の最高決定機関とし、毎年1回以上会長が招集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員を選出及び承認
- (2) 事業計画の決定
- (3) 予算の議決、決算の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他特に重要な事項

第16条 理事会は必要に応じ会長これを招集し、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 会の運営に関する事項
- (3) その他会長において必要と認めた事項

第7章 会 計

第17条 本会の経費は、会費、寄付金又は補助金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、理事会で決定する。

第18条 会費は、毎年8月31日までに納入するものとする。

第19条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約、昭和42年6月6日から適用する。

会費徴収規程

(1) 団体（各組合等）会員は、下表による均等割に口数を加えたものとする。

均等割 4,000円
1口 1,000円 1口以上

(2) 事業所会員は、下表による均等割に口数（従業員数割）を加えたものとする。

均等割 4,000円
従業員数割 1口1,000円とし、次の区分による。

従業員数	口数
30人未満	1口以上
30人～99人	2口以上
100人～299人	3口以上
300人～499人	4口以上
500人～	6口以上

平成14年4月1日現在